

議事日程第5号

平成24年6月26日(火)午前10時開議

(総務文教常任委員長報告)

日程第 1 議第44号 米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

日程第 2 議第45号 米沢市都市公園条例の一部改正について

日程第 3 請願第3号 「新文化複合施設の建設」を原案通りポポロビル用地を計画地として進めることを求める請願

日程第 4 請願第4号 「新文化複合施設の建設」を原案通りポポロ跡地建設で進めることを求める請願

(民生常任委員長報告)

日程第 5 議第46号 米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 6 議第47号 特定事業(米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業(2号棟))事業契約の一部変更について

日程第 7 議第48号 米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター改築工事委託に関する基本協定の締結について

日程第 8 議第49号 市道路線の廃止について

日程第 9 議第50号 市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

日程第10 議第51号 平成24年度米沢市一般会計補正予算(第1号)

日程第11 議第52号 平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

日程第12 新文化複合施設予定地の経緯の調査に関する動議

日程第13 議員派遣の件について

~~~~~  
本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐藤	亮	議員	2番	高橋	義和	議員
3番	小久保	広信	議員	4番	我妻	徳雄	議員
5番	木村	芳浩	議員	6番	高橋	嘉門	議員
7番	小島	卓二	議員	8番	高橋	壽	議員
9番	白根澤	澄子	議員	10番	佐藤	忠次	議員
11番	遠藤	正人	議員	12番	堤	郁雄	議員
13番	工藤	正雄	議員	14番	齋藤	千恵子	議員
15番	島軒	純一	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	相田	克平	議員	18番	渋間	佳寿美	議員
19番	相田	光照	議員	20番	中村	圭介	議員
21番	山村	明	議員	22番	鈴木	章郎	議員
23番	山田	富佐子	議員	24番	佐藤	弘司	議員

欠席議員（なし）

~~~~~

出席要求による出席者職氏名

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 市長     | 安部三十郎 | 副市長    | 小林正夫 |
| 総務部長   | 須佐達朗  | 企画調整部長 | 山口昇一 |
| 市民環境部長 | 赤木義信  | 健康福祉部長 | 菅野智幸 |

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 産業部長        | 小川正昭 | 建設部長       | 唐澤一義 |
| 会計管理者       | 遠藤善則 | 総務課長       | 菅野紀生 |
| 財政課長        | 後藤利明 | 総合政策課長     | 我妻秀彰 |
| 水道部長        | 松村孝義 | 病院事業管理者    | 芦川紘一 |
| 市立病院事務局長    | 加藤智幸 | 教育委員会委員長   | 高橋英機 |
| 教育長         | 原邦雄  | 教育管理部長     | 神田仁  |
| 教育指導部長      | 土屋宏  | 農業委員会会長    | 伊藤精司 |
| 農業委員会事務局長   | 高橋寿一 | 選挙管理委員会委員長 | 金屋慶助 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 高橋龍一 | 代表監査委員     | 高野欽一 |
| 監査委員事務局長    | 佐藤利信 |            |      |

出席した事務局職員職氏名

|            |      |       |      |
|------------|------|-------|------|
| 事務局長       | 後藤俊英 | 事務局次長 | 高野正雄 |
| 副主幹兼議事調査係長 | 松田順子 | 庶務係長  | 青木重雄 |
| 主　　査       | 堤　　治 | 主　　任  | 渡部真也 |

## 午前10時00分 開 議

○佐藤 犀議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

### 日程第1 議第44号米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について外3件

○佐藤 犀議長 日程第1、議第44号米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてから日程第4、請願第4号「新文化複合施設の建設」を原案通りポロ跡地建設で進める求めることを求める請願までの議案2件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について、報告願います。

総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員。

〔総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員登壇〕

○18番（渋間佳寿美議員） おはようございます。

御報告を申し上げます。

去る8日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、15日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、教育長、関係部課長並びに、請願の審査においては紹介議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第44号米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります、本案は、企業立地に係る固定資産税の課税免除を適用する期間を延長しようとするものであります。

本案に対し、委員から、企業立地に係る固定資産税の課税免除については、減収分に対する普通交付税措置が廃止されるものの、本市では、適用する期間を企業立地促進法により策定した基本計画の期限である平成26年3月31日まで延長しようとしているが、ほかの自治体の状況はどうかとの質疑がありました。当局から、同様の状況にある県内の自治体の約半数は、本市がこのたび改正しようとしている内容を既に条例に盛り込んでおり、残りの半数は本市と同様に期間の延長を検討しているとの答弁がありました。

また、委員から、オフィス・アルカディアへの進出は最近は市内企業だけといった状況の中で、市外からの企業誘致には本市独自の優遇措置が最も重要なと思うが、税制の優遇措置や資金援助など、本市が全国に誇れるほかにはない優遇措置はあるかとただされました。当局から、最近は市外からの企業誘致は非常に困難であり、それ以前に地元企業の撤退を防ぐために、まずは地元企業にも誘致を進めるといった方針を持っており、また、優遇措置については、ほかの自治体と優遇措置合戦にならない程度としており、本市は電子機器を中心とした周辺産業が充実し企業が立地しやすいことや、山形大学工学部の技術力、地元高校生の優秀で豊富な人材などもPRしながら、企業誘致を進めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号米沢市都市公園条例の一部改正についてでありますが、本案は、人工芝サッカ

一場の設置に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

これに対し、委員から、新たに設置されるサッカー場の名称が「人工芝サッカーフィールド」に決定した経緯について質疑があり、当局から、米沢地区サッカー協会等の意見を参考にし、全国のサッカー場の現状を踏まえ、人工芝と入れることが利用者へのアピールにつながること、また、フィールドという名称が一般的に広まってきており、新鮮なイメージがあることから決定したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、使用料について金額設定の経緯、使用時間の考え方について質疑があり、当局から、金額については近隣の市町村を参考にしたもので、使用時間については1時間単位とし、例えば2時間半でも3時間として申し込んでいただく考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、サッカー以外の用途については受け入れ可能かとの質疑があり、当局から、サッカー以外については特に人工芝に支障があるものは使用を禁止し、影響のないものについては使用を許可する方針でいるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「新文化複合施設の建設」を原案通りポポロビル用地を計画地として進めることを求める請願及び請願第4号「新文化複合施設の建設」を原案通りポポロ跡地建設で進めることを求める請願についてですが、両請願は関連がありますので一括議題とし、紹介議員からの説明と質疑は一括して行い、意見と採決は請願ごと個別に行う方法で審査をいたしました。

両請願は、当初の建設予定地であるポポロビルのテナント1社が営業をし続けていることから、市がまちの広場への計画地変更案を議会に説明

したことを受け、「新文化複合施設の建設」を原案どおりポポロビル用地で進めることを求めるものであり、当初予定されていた臨時議会に向けて5月14日付で提出されたものであります。

請願第4号に対し、委員から、設計費2,000万円の損失は現行案で進めれば出ないとされているが、2期計画で進めることになれば、市民ギャラリーの使用料が1期計画よりも多額に発生することになるので矛盾があるのでないかとの質疑があり、紹介議員から、設計費については建設地が変更になれば無駄になるが、市民ギャラリーの使用料については事業費であるので、別物と考えているとの答弁がありました。

両請願に対し、委員から、裁判の最長期間について質疑があり、当局から、一般的には借地借家法による裁判の場合には、和解勧告等に両者が応じれば早期に解決するが、一审については1年弱、二審以降になれば2年から3年かかるのではないかと聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、裁判が長期化した場合、決着後に2期計画を策定することは可能かとの質疑があり、当局から、1期計画が平成26年度で終了するので、引き続き平成27年度から2期計画を実施するのが理想であるが、継続できない場合は平成28年度から実施することもあり得るとの答弁がありました。

さらに、委員から、ポポロ用地については、所有者から中心市街地活性化のために「無償譲渡をしたい」との申し出があり、市ではそれを受け、新文化複合施設の建設について検討を始めたことを議会に正式に報告したのは、ことしの4月20日の全員協議会においてであったが、平成21年度時点では、ポポロビル所有者から「協力する」との申し出があったので土地と建物を市で購入するという、申し出内容と全く違う報告をしていたのではないかとただされました。

当局から、譲渡の際にポポロビル所有者に発生する負担については、売買という方法でしか支払いができないこと、また、その実損部分については交付金事業の対象になることから、対価を支払うという表現についていたとの答弁がありました。

また、委員から、図書館建設が目的ではなくて、今後もポポロ用地を利用した都市再生事業という捉え方でよいかとただされ、当局から、都市再生整備計画については、その目的が中心市街地活性化であり、その中の一つの事業として新文化複合施設を掲げているとの答弁がありました。

さらに、委員から、両請願が提出されたのが5月14日であるので、その後さまざまな動きがあり、議会としては全員協議会で協議をしていくことになっており、建設予定地の変更をせざるを得ない状況になる可能性がある中で、議会としての立場をここで表明すべきかどうかという考えがあるが、請願者の真意については確認されているかとただされました。両紹介議員から、今後全員協議会を何度か開いて当局と情報を共有し合い議論を重ねていくことに関して、この請願がそれらの議論を縛っていくものではないということを確認しているとの答弁がありました。

また、委員から、市民と当局と議会で議論を交わし、8月末までに方向性を出すことになるが、両紹介議員は、この請願により今後の議会の議論は縛られないと言われているが、それでは請願そのものの趣旨が崩れてしまっている。市民に対して議会の意思というのは非常に大きい影響力を与えると思うがどうかとただされました。両紹介議員から、請願者については前向きに建設してほしいという思いが根底にあるので、そのことが達成される中では問題がないし、また、今後の議論を全て縛ってしまうということでは

ないと考えているとの答弁がありました。

請願第3号の採決に当たっては、3月議会で認めた内容であり願意妥当であるとして賛成とする意見と、図書館建設で中心市街地が活性化するのか疑問があるとして反対とする意見、願意妥当であるものの、当局とさらなる議論を重ねる必要があるので継続とする意見に分かれ、起立採決を行った結果、いずれも過半数を得るに至らず、審査未了となりました。

請願第4号の採決に当たっては、請願第3号と同じ意見のほかに、採択との意思を表明することにより、テナントに対して現時点での議会としての意向が伝わるので賛成とする意見と、図書館建設自体に反対とする意見、現時点ではすぐわからない部分があり、議会としての意思を表明することにより影響を与える懸念があることから、今後の議論を深める必要があるとして継続とする意見に分かれ、起立採決を行った結果、いずれも過半数を得るに至らず、審査未了となりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ委員長報告といたします。

○佐藤 犀議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 犀議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました請願第3号及び第4号を除く議第44号及び議第45号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 犀議長 御異議なしと認めます。よって、議第44号及び議第45号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第3号及び請願第4号について、それぞれ起立により採決いたします。

この場合、委員会審査では採択、不採択、継続審査のいずれも過半数を得るに至らなかったことから、委員会審査でありました継続審査、採択、不採択の順に採決いたします。

まず、初めに請願第3号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号を継続審査とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

次に、請願第3号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

次に、請願第3号を不採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

以上のとおり、いずれも過半数に達せず、請願第3号は審議未了となりました。

次に、請願第4号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

次に、請願第4号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

次に、請願第4号を不採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 眑議長 起立少数であります。

以上のとおり、いずれも過半数に達せず、請願第4号は審議未了となりました。

.....

## 日程第5 議第46号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○佐藤 眑議長 次に、日程第5、議第46号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長3番小久保広信議員。

[民生常任委員長3番小久保広信議員登壇]

○3番（小久保広信議員） おはようございます。

御報告申し上げます。

去る8日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第46号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります  
が、本案は、公の施設の指定管理者が当該施設の利用料金を設定し、及び自己の収入として收受できるようにするほか、新たに使用に供する施設に係る使用料を設定するものであります。

これに対して、委員から、現在、すこやかセンターの利用に関して減免の申請をしている団体数について質疑があり、当局から、米沢市社会福祉協議会や各種ボランティア団体など、大き

く分けて18団体から減免の申請がなされているとの答弁がありました。

また、このたび、指定管理者が条例の範囲内で当該施設の利用料金を設定し、自己の収入として收受できる利用料金制度を導入することで、既に制度を導入している施設において例があるように、指定管理者が減免の基準を厳格に運用することで、現在、申請をし、減免措置を受けて施設を利用している団体に、施設の利用料金が発生するおそれがあるのではないかとしてただされ、当局から、減免団体として施設の利用が適正であるかどうかが第一であり、利用料金制度を導入したことでこれまでの減免団体から除外されるというものではなく、あくまでも施設を利用している内容が減免の団体に適するかどうかの精査は必要と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、誰が減免団体であるか否かを決定するのか、また、窓口となる指定管理者と健康課で対応が異なる場合の最終決定はどうにして行うのか質疑があり、当局から、すこやかセンター利用に関する減免団体の決定は市長が定めた基準により行うこととなっており、施設利用の形態が減免に適するかどうかで疑義が生じた場合には、指定管理者と健康課双方で協議しながら、最終的に市長の判断を仰ぐ形になるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、減免の基準に裁量や私意が働くものであっては、市民からの信頼を裏切ることになりかねないことから、その基準には私意が働かない、きちんとした基準に基づき結果が導き出されるような体制をつくるべきであるとの要望がありました。

このほか、新たに使用に供する施設がふえることで見込まれる収益、及び少人数の会議室貸し出しの要望が多いことから増室するにもかかわらず、この条例の施行期日を平成25年4月1日

とする理由は何かとしてただされ、当局から、この二部屋をふやすことで見込まれる収益は年間45万円程度であり、新たに使用に供する施設のうちミーティングルームについては、現在、米沢市社会福祉協議会に対し貸し出しをしており、今年度末まで東日本大震災に係る避難者のための生活支援相談員が使用している状況であること、一方、研修室は健康課で実施する事業が組まれていること、また、現在の指定管理の契約期間が今年度末までとなっており、今年度中に新たな指定管理者を公募することから、それに合わせて施行期日を平成25年4月1日からしたいとの答弁がありました。

本案に対し、現在、減免申請している団体が、このたびの利用料金制度を導入することに伴い不利益をこうむることのないような措置が図られるものと認識し、賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 犀議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 犀議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第46号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 犀議長 御異議なしと認めます。よって、議第46号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第6 議第47号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更について外3件

○佐藤 亮議長 次に、日程第6、議第47号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更についてから日程第9、議第50号市道路線の認定についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

なお、議第50号について除斥対象の議員がおられますので、質疑、討論、採決に当たっては、議第47号から議第49号については一括して行い、議第50号については、除斥対象議員の退席後、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、委員長報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長13番工藤正雄議員。

[産業建設常任委員長13番工藤正雄議員登壇]

○13番（工藤正雄議員） おはようございます。御報告申し上げます。

去る8日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日の午前9時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第47号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一

部変更についてですが、本案は、平成22年9月定例会で議決された特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約について、基準金利の変更に伴い契約の一部を変更しようとするものであります。

本案に対して、委員より、今後の基準金利改定による契約変更の時期について、及び維持管理等の契約変更の有無について質疑があり、当局から、基準金利改定による契約変更の時期については、20年間で2回契約変更を予定しており、今回が1回目で、2回目が平成34年4月1日現在の基準金利により改定されること、また、維持管理は設備の保守点検等による法定点検であり、物価変動による改定の際に契約変更が発生するとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター改築工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

本案は、耐用年数を超え、老朽化が著しい汚泥消化タンク、水処理施設等8施設の改築工事を行うため、日本下水道事業団にこれを委託するものであり、工期を平成29年3月31日まで、協定金額を35億3,810万円とする基本協定を締結しようとするものであります。

これについて、当局から、当施設は供用開始以来、適正な維持管理に努めながら、耐用年数を大きく上回って使用してきた状況であり、今回、長寿命化による効果額を算出したとの補足説明がありました。

本案に対し、委員より、改築工事の実施による下水道料金改定の有無、及び下水道料金改定における下水道事業運営審議会の開催時期について質疑があり、当局から、料金の改定については、このたびの改築工事の実施にかかわらず、今年度から新行財政改革大綱に位置づけしてお

り、料金改定について順次検討を行うこととしていること、また、下水道事業運営審議会の開催時期については10月ごろに立ち上げる予定をしているとの答弁がありました。

このほか、委員より、施設を更新するのか長寿命化でいくのか、今後の方向性について質疑があり、当局から、次期更新時期で適正に調査を行い、計画を定めて進めていきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号市道路線の廃止について、及び議第50号市道路線の認定についてあります。

なお、議第50号については、当委員会の中村圭介委員に除斥を求める案件であったため、一括議題とはせず、それぞれ審査をいたしました。

両案は、東北中央自動車道の（仮称）米沢インターチェンジから市街地へのアクセス道路として、国道13号米沢拡幅事業に伴い、1路線を廃止後、再認定し、一般県道米沢環状線及び市道東大通三丁目片子線の道路改良事業に伴い、2路線を廃止後、1路線を再認定するほか、新たに3路線を、国道121号の路線整備により1路線を、一部図上認定を含む1路線を、開発行為により2路線を、市道認定申請のあった生活道路として必要な1路線を、それぞれ新たに認定しようとするものです。

議第49号については質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号に対し、委員より、米沢駅南北2号線については、一部図上認定となることから、その場合の財源措置及び移転補償等の地権者との交渉について質疑があり、当局から、当路線と交差する米沢駅南北1号線も図上認定により市道を整備したもので、起債等の有利な財源を活用し、また、地権者への説明を十分に行い進めてきた経緯があり、地権者との今後の交

渉についても、同様に鋭意努力して取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員より、一般県道米沢環状線開通には時間がかかるとのことではあるが、米沢市重要事業要望事項でもあることから、引き続き早期着工へ向けた活動を進めていくよう要望がありました。

採決に当たっては、各委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 尚議長 まず、ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、議第47号から議第49号について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 尚議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第47号から議第49号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 尚議長 御異議なしと認めます。よって、議第47号から議第49号までの議案3件は委員長報告のとおり決りました。

次に、議第50号に対する質疑を行いますが、ここで、地方自治法第117条の規定により、中村圭介議員の退席を求めます。

〔20番中村圭介議員退席〕

○佐藤 尚議長 議第50号に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 尚議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第50号について委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤 犀議長 御異議なしと認めます。よって、議第50号は委員長報告のとおり決りました。

中村圭介議員の着席を求めます。

[20番中村圭介議員着席]

-----  
日程第10 議第51号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第1号）外1件

○佐藤 犀議長 次に、日程第10、議第51号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第1号）及び日程第11、議第52号平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長17番相田克平議員。

[予算特別委員長17番相田克平議員登壇]

○17番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る8日の本会議にて、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、21日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書などで各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第51号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第1号）の歳出でありますが、補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項についても質疑が行われました。

まず、第2款総務費では、定住する意思を持つて本市内に住宅を取得する若者に対して、住宅の取得または増改築、リフォームを対象とし奨励金を交付する若者移住促進事業奨励金について、6月1日に行われた申し込み受け付けの状況と今後の対応について質疑がありました。

また、新文化複合施設建設について、2月25日にポポロビルのテナント会社からビル所有者に対し、立ち退きに応じない旨の回答文書が届いており、当局は4月9日にそれを知ったとしているが、それ以前に知り得ていなかったのか、さらに、そのような状況の中で、ポポロビル所有者は3月議会に用地取得の予算が計上されることを知っていたのかとして質疑がありました。

さらに、先日、生まれたばかりの新生児宛てに親展郵便が届いたが、「親展表示しているが、親が開封し、管理していただきたい」とするお知らせが必要ではないか。2年前にも同じ質問をしているが、検討はなされたのかとして質疑がありました。

第3款民生費では、学童保育事業における低所得者に対する支援について、県の補助制度が間もなく示されることになっており、7月中に要綱が送致されるようであるが、この場合、9月議会に補正予算を上程することになると思うが、4月にさかのぼって給付する予定はあるのかとして質疑がありました。

また、福島から避難している方の子供の医療費の窓口負担の現状について質疑がありました。

さらに、高額所得を得ているお笑い芸人の母親が生活保護を受給していたことが問題とされている中、本市における生活保護の不正受給の現状とその対策について質疑がありました。

第6款農林水産業費では、昨年4月に発足された米沢地域有機農業推進協議会の活動内容と本市における有機農業推進について、及び環境保全型農業への取り組みについて質疑がありました。

また、悪臭問題の原因事業者の一つである養豚事業者から本市に対して、代替地のあっせんについて依頼があったと聞いているが、その事実はあるのかとして質疑がありました。

第7款商工費では、「旧米沢保養センター」について、郵政民営化に伴い民間に移管されたが、現在は競売物件となっており、将来的に危惧されることから、その状況についてどこまで把握しているかとして質疑がありました。

第9款消防費では、福島から避難している児童生徒の健康管理について、現在、甲状腺検査は福島に戻って受けることになっているが、山形県内でも検査が受けられるよう協議がなされていると聞いたが、その現状はどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、避難により新たに転入した幼児、児童、生徒の人数と避難者に対する今年度の幼稚園就園奨励費補助及び児童生徒就学援助の対応について質疑がありました。

また、小中学校の耐震化の進捗状況と、天井、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化について質疑がありました。

さらに、コミュニティ活動推進員の委嘱は各地区コミュニティセンターの管理運営委員会であることから、市が直接当該推進員に対して行事などへの参加を依頼しているのは、本来の手続とは言えず、管理運営委員長に対して依頼すべきではないかとして質疑がありました。

また、伝国の杜周辺で、防犯上、風紀上、問題になるような事例が発生しており、米沢警察署から議長に対し、伝国の杜に防犯カメラを設置してほしいとの話があったようだが、このこと

について当局は米沢警察署から話を聞いているかとして質疑がありました。

さらに、市立図書館が所有している古文書の解読については、外部への委託も考えられるが、図書館の職員がみずから専門的知見を活用し行うことも大事であると思うが、後継者の育成も含め、職員の体制は十分かとして質疑がありました。

また、市営プールの飛び込み台の耐用年数について及び今後の更新の考え方について質疑がありました。

第11款災害復旧費では、市内李山から小野川を結ぶ林道西向沼線で、斜面が崩れて一部通行できない状況となっており、その復旧工事の工期について質疑がありました。

歳入では、寄附金について、尖閣諸島を東京都が購入するに当たり寄附金11億円が集まったという報道があったが、本市にも寄附の窓口をつくることで、国土を守るという意思表示にもなると思うがどうかとして質疑がありました。

また、使途を示された寄附金を受ける場合の、市としての基本的な考え方について質疑がありました。

さらに、市民ギャラリーの敷金返還金については、契約当時の満額の返還なのか、また、敷金の名目以外の預かり金はなかったのかとして質疑がありました。

以上が、議第51号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第1号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものですが、議第51号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第52号平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案

2件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 犀議長 ただいまの予算特別委員長報告に  
対し御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤 犀議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決をいたします。

お諮りいたします。

議第51号及び議第52号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤 犀議長 御異議なしと認めます。よって、  
議第51号及び議第52号の議案2件は委員長報告のとおり決りました。

.....

## 日程第12 新文化複合施設予定地の経緯 の調査に関する動議

○佐藤 犀議長 日程第12、新文化複合施設予定地の経緯の調査に関する動議についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者16番海老名悟議員。

[16番海老名 悟議員登壇]

○16番（海老名 悟議員） 新文化複合施設予定地の経緯の調査に関する動議の提案理由につきましては、動議案の朗読をもってかえさせていただきます。

[別紙 動議朗読]

以上でありますが、議員各位の御賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○佐藤 犀議長 ただいまの提出者の説明に対し御質疑ありませんか。

高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 提出者にお尋ねいたしますけれども、まず第1点は、この調査項目の1、2とありますけれども、これについて今なお不明な点だということですけれども、具体的にもう少し、この（1）の用地取得変更について交渉経過に関するところで不明だという点はどこなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、（2）の善良な管理者としての注意義務に関する事項、この点でいまだ不明な点というのがどういうところなのか、具体的にお示しいただきたいということ。

それから、3の調査権限のところで、地方自治法第100条の1項及び10項と、中抜けの項目2項から9項が抜けておりますけれども、この100条の1項の権限を行使するということですが、100条の1項というのは調査する中で選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求をすることができるというふうになっております。そういたしますと、現時点で、この不明な点を明らかにするために「選挙人その他の関係人の出頭及び証言」というところで、どういう方を今想定しておられるのか、この不明な点を明らかにするために想定しておられるのか、具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。

○佐藤 犀議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） まず、調査事項の件についてお答えしましょう。

（1）の用地取得変更についての交渉経緯に関する事項で不明な点ということですが、これについては既に全員協議会であるとか、今議会の一般質問の各議員からの質問の中でも、多々指摘してあったところにもありました。

その中にありましたのが、ことしの2月中ごろに、前副市長のほうから、ビル所有者側のほうに対して電話があって、これまでの話はなかった云々というような話があったというようなところのものがありました。

そのほかにも、経緯の説明の中で、2月の25日にテナント側のほうからビル所有者側に対して、内容証明付郵便で撤退をしないという旨のものが来たという話でありましたけれども、これについて当局のほうでその事実を知ったといいますか、当局の言い分としてはそのものを見たというのが4月9日であったというような点。

その中身についても、実際に例えば2月25日に来たものが4月9日と、それだけのずれがなぜ生じたのか。ビル所有者側の話では、我々、5月1日に、議会側としては一部有志の方々が聞いたときには、所有者側も「こういう重要な話であるから、市のほうとは逐次話をさせていただいているんだ」というようなところから言つても、なぜそれだけの期間、1カ月以上の期間がここであいてしまったのかというところが不明であるということです。

それから、(2)の善良な管理者としての注意義務に関する事項ということですが、この善管注意義務というのは、市長としていわゆるその業務を委任され、それを受任している者として、それを管理していく注意義務があるという部分においては、このたびのこういった経緯説明、それらに対する対応、そういった部分においては明らかにこの注意義務に怠りがあったのではないかという点です。

本来であれば、3月の議会前に、我々議会に対して、こういう状況にあるということを説明すべきものであったのではないかと。それもなく、予算委員会も通し、予算を通してこの事態に至っているということにおいては、行政のトップとしての、管理者としての注意義務がなかった

のではないかという点について疑問を感じているというところであります。

それと、「選挙人その他の関係人の出頭及び証言」というところで具体的にどういった方々が対象になるのかということでしたけれども、先ほどの話、疑問に感じている点からいけば、前副市長においては、我々が当局からの説明を受ける分においては、もう既にここにいらっしゃらない、当局にいらっしゃらない方の分を、担当部局から「こうであったろう」と、その副市长の言っている意味というのはこうであったろうという部分しか、我々としては聞き得ない。であるならば、前副市長御本人からその話を聞かせていただきたい。また、その話を聞いたビル所有者側の話も聞かせていただきたい。

ということで、前副市長並びにビル所有者側の方は、まずは対象としてお話を聞かせていただきたいということになろうかと思います。

こういったやりとりをさせていただく中で、事実を明確にしていきたいということあります。

○佐藤 尚議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) この不明な点ということで2点、今お答えいただきましたけれども、それに対して明らかにするためには、前副市長とそれからビル所有者から証言をいただきたいというお話をしました。

それで、お伺いをしたいのは、前副市長なりビル所有者に、今の2点の不明な点は、これまで提出者の方々は直接お会いしてお伺いをしたことはなかつたのかどうか、お伺いしたいと思います。

私は、今のお話を聞いていますと、前副市長に直接お会いして今の不明な点をお尋ねすれば事は済むのではないかというふうに思いますし、ビル所有者の方にも直接お会いして、どういうことなのかとお話を聞いて聞けば、私は事は済むというふうに感じたわけですけれども、その点、

いかがですか。

○佐藤 犀議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） この調査権というのは、地方自治法上認められていると、まさに高橋議員が100条の1項で見ていただいたところであります。この権限というのは、まさに地方議会において、ある意味、市民に対してその情報を公開の場できちんと伝えることができる最後の手段だというふうに捉えています。

そういう点から、個人の議員が個人に対して調査をして聞いて、それをもってそこで納得をしてということもあるのかもしれません。

しかし、既に全員協議会という場で、市長並びに当局の話を我々全議員は聞いてきたわけです。当然、その中身もマスコミ等を通じて市民には伝えられてはいるものの、やはり今申し上げた疑問の点について、これを議会という場においてきちんと明らかにするということが必要であると、これまでの全員協議会並びに今議会の一般質問等を通じて、強く感じたところがあります。

確かに、5月1日には、先ほど申し上げたとおり、一部有志議員がビル所有者側の話を聞かせていただくという機会は設けましたが、残念ながら全議員ではありませんし、公的な集まりでもありませんでした。そういう点からいえば、この委員会を設けることによって、きちんと市民に開かれた場でその情報を公開し、その事実を全員共有のもとに確認をさせていただくということが一番重要であると考えて、このような形をとらせていただきました。

○佐藤 犀議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 意見を言うつもりはありませんけれども、やはり議員というのは、まず議員の調査というのは非常に大事なところで、疑問に思ったところは率直に相手側の方にお話をし、お伺いをして、それで何度も疑問に思っ

たことは、まず議員の調査権の中で明らかにやっていくということが大前提だというふうに私は思います。

それで、おっしゃった不明な点というのは、やはり私はもう少し議員として調査を深めて、そこでどうしても、これはお互いの聞いたところはそこがあって、どうしてもこれは事実関係からして事実はないということがほぼ明らかになった時点で、そこは百条委員会ということは十分あって私は結構だというふうに思いますけれども、私は今のお話の中で聞きますと、事は足りるというふうには私は思います。

もう一回お伺いしますけれども、前副市長、それからビル所有者について1点、2点、おっしゃいましたけれども、それは確認はしていないということですね。

○佐藤 犀議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 再びの話になりますが、5月1日にビル所有者側の話を一部有志の議員で聞かせていただいたときには、1点目の2月中ごろの前副市長からの電話云々という部分については、口頭での御説明はありました。しかし、その中身について、きちんとそこで精査をしたというような場でもなければ機会でもなかったというところから、その後の市長、当局からの説明もあわせ持って、やはりこれはきちんとした形で明らかにすべきものというふうに判断したところあります。

以上です。

○佐藤 犀議長 ほかに質疑ありませんか。（「ちょっと、だから、してないんですよね。その町田副市長という……」の声あり）

○佐藤 犀議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 町田前副市長から個人的に聞いていることはありません。

○佐藤 犀議長 ほかに御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 亮議長 質疑を終結いたします。

討論の申し込みが2名の方いらっしゃいますので、ここで10分間休憩いたします。質疑の途中でございますけれども、お願ひします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時12分 開議

○佐藤 亮議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に討論に入りますが、12番堤郁雄議員、15番島軒純一議員から通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。

私からは、新文化複合施設予定地の経緯の調査に関する動議に対し、反対の立場から討論させていただきます。

この動議は、百条委員会の設置を行い、新文化複合施設の用地取得、変更についての交渉経緯に関して調査を行うとしておりますが、これらの事柄に関しましては、市当局より全員協議会や6月議会一般質問などの機会にも、丁寧にかつ真摯に説明をしてもらっております。

また、これまでの説明で全て終わりではなく、これからも全員協議会などの席で説明の機会は何度もあるわけですし、説明が足りないと感じたならば、その席で「もっと詳しく説明せよ」「資料を提出せよ」と言えば足りるものです。

また、百条委員会の委員だけで調査を行うよりは、全ての議員の前で説明してもらうほうが情報の共有化も図られるものと思います。

そもそも、今回の新文化複合施設建設予定地変

更の原因是米沢市にあるのではなく、期日までにポポロビルを解体し更地にして明け渡すという約束を履行できないビル所有会社、あるいは契約期間が過ぎても違法に居座るテナント会社の一方的責任によるものであり、米沢市は一切違法な行為を行っていない、むしろ被害者なのです。

百条委員会による調査が公平に関係者を調査するのであればよいのですが、一方の当事者と言えるポポロビル所有会社とテナント飲食店の会社は現在裁判による係争中であり、百条委員会を設置してもその調査の及ぶところではありません。犯罪行為や違法行為が疑われるのであれば、被害者だけではなく加害者からこそ話を聞くべきだと思いますが、今回の百条委員会の調査の目的は加害者ではなく被害者からだけ話を聞くようなもので、公平、公正に行われるのかどうか疑問を抱かずにはおれません。

また、その2として「善良な管理者としての注意義務に関する事項」とありますが、善良な管理者といったならば、それは市長や市の職員だけでなく、我々議員も善良な管理者としての義務を負います。しかしながら、問題の本質は、善良な注意義務ではなく、悪意のある違法行為ではないでしょうか。そして、それは米沢市当局にあるのではなく、違法に居座るもう一方の当事者ではないでしょうか。

また、調査範囲も地方自治法第2条第2項にいう、「法律またはこれに基づく政令により処理する事務の範囲である」と明確に示されてあります。法律や政令による事務の範囲外にある善良な管理者という事項は、百条調査権の及ばぬところであると言わざるを得ません。

さらに、百条委員会の調査権限を総務文教常任委員会に委任することですが、通常は調査のための特別委員会の設置が望ましいと思います。仮に常任委員会に付託するとしても

どの常任委員会に付託すべきかは議論のあるところだと思います。したがって、百条委員会の設置も決まらぬうちから、付託する常任委員会を決めてしまっていることにも反対いたします。

地方自治法第100条及び同法第98条による調査権は、国会における国政調査権に当たる強大な権限を有するがゆえに、人権、その他、その行使には細心の注意を払い、権限の乱用はかたく戒められています。

以上のような点から、今回の百条委員会設置に関する動議には反対いたします。

最後に、今回の新文化複合施設につきましては、市民の皆さんから、早期に建設が行われるようにと請願や要望書なども上がっていますし、早期建設の実現を目指した署名運動なども展開されています。そのような民意を踏まえて、どうしたら早期実現がかなうかを検討するのが、建設を議決した我々議会の責任であろうと考えます。

議員各位におかれましては、以上のことと熟慮の上、賢明な判断をなされますようお願い申し上げ、討論を終わります。

○佐藤　亮議長 次に、15番島軒純一議員。

〔15番島軒純一議員登壇〕

○15番（島軒純一議員） 御苦労さまでございます。

私からは、新文化複合施設予定地の経緯の調査に関する動議に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの新文化複合施設建設の用地取得や変更に関し、議会でさまざまに議論してきましたが、行政側は正確な事実関係を報告しなかったり、説明が二転三転するなど、説明をするほど新たな疑問が生じる事態になっています。説明責任を当初から明確に果たしていないからこそ、市長がおわびをする事態に陥っております。

今なお不明な点があり、「不明な点を明確にせ

よ」という市民の声に応える必要があります。しかし、通常の議会審査では、正確な情報を意図的に隠した説明による審議を想定しておらず、これ以上調査権を持たない中での議論で事実関係を明らかにすることは困難であります。

また、この間の自身の責任に対する市長の発言は、口では責任はあると言いながら、市長としての道義的責任は否定され、それどころか、「こちらの事業の失敗は、ほかの事業で穴埋めすればよい」などと発言され、本当の意味で市長の責任を理解されていないことは明白です。

市長には「善良なる管理者としての注意義務」が課せられております。これは、市民から事業遂行を委任された市長として当然として期待される注意義務のことで、この注意義務を怠り、事業の履行がおくれたり、不完全な履行、または履行ができないなどに至る場合は、民法上過失があるとみなされ、状況に応じて損害賠償などが課せられるものであります。つまり、市長の責任とは、本人または部下の不祥事に対する責任にとどまらないことは民法で明確に規定しているのであります。

まさに、このたびの事業において確実に取得するための担保を取らないなどによる停滞、あるいは停滞しなくとも新たな設計費などの余分な税金がかかることになる事態は、この注意義務違反に当たるのではないかでしょうか。事実関係と責任をより明らかにするためには、百条委員会を設置すべきと考えます。

我々議員は、真実を求める市民からの負託に応えるためにも、調査権を行使し、疑問点をクリアにしていくことで、議会としての説明責任を果たしていくべきです。

仮に、百条委員会の設置により、この事業における国との関係が悪化するのではないかと危惧されているのであれば、その懸念は全く必要ではないことを申し上げます。百条委員会は地方

自治法で明確に議会に与えられた権限であり、もしこの権限を行使したことを理由に国が予算を削ったり事業の中止を求めてくるとしたら、市民のためにきちんと調査することを目的につくられたこの法律の精神を明らかに踏みにじるものであると言えます。むしろ、税金の使い方などが適正かどうか調査しようとする米沢市議会の姿勢に賛辞を送り、応援すべき立場にあるのです。

これからつくろうとしている議会基本条例の「緊張関係を持ってチェック機能を果たそうとする基本姿勢」に恥じることがないよう、自信を持って賛成し、議会のあるべき姿をみずから示していただきたいと思います。

議員各位の賢明なる判断をお願いし、賛成討論といたします。

○佐藤 犀議長 以上で討論を終結し採決いたします。

異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

海老名悟議員提出の動議のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○佐藤 犀議長 起立少数であります。よって、海老名悟議員提出の動議は否決されました。  
(「議事進行」の声あり)

どうぞ。

○18番(渋間佳寿美議員) 先ほどの休憩時間に、議会事務局長が会派の部屋を回っていた姿がありました。この大事な審査をする前に会派室を回るという事態、いかがなものかと思います。この採決に当たって、議会事務局長が部屋を回っているという姿、目撃もしましたし、注意もしました。局長に。その大事な時点で部屋を回ると。いかがなものかと思います。この議決、無効じゃないかと思われますが、いかがでしょ

うか。

○佐藤 犀議長 いずれの議決に対しても、ある程度今まで慣例として、局長が回って議員の話を聞くということは今までずっとあったわけでございますので、それについては私から、今後そういうように局長に厳重注意をいたします。

ただ、今、渋間議員からありましたけれども、一応議決をされましたので、これについては全員協議会等で……(「議決に疑義があると言っているんですよ」の声あり)

○18番(渋間佳寿美議員) 議決に疑義があると。恣意的なものがあるんじゃないかと言っているんです。

○佐藤 犀議長 いや、そこまでは私はわかりませんから、一応、今回の議決についてはこのとおりにしていきたいというふうに思います。

なお、異論があれば、全員協議会等でいろいろ議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### 日程第14 議員派遣の件について

○佐藤 犀議長 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤 犀議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております議員派遣の件のとおり決りました。

#### 市長あいさつ

○佐藤 亮議長 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る6月8日に招集いたしました本定例会は、本日全日程を終了いたしました。19日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして終始真剣な御審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

とりわけ、新文化複合施設の建設計画につきましては、いただいた御意見を真摯に受けとめ、中心市街地の活性化を踏まえ、本市の伝統である教育文化を重視したまちづくりの観点からも、よりよい方向を模索しながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

:::::::::::::::::::  
閉 会

○佐藤 亮議長 これをもちまして、平成24年6月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

午前11時29分 閉 会